



くらしの情報

年末年始の業務案内

12月29日(土)から来年1月3日(木)にかけて、市役所など市の業務は休みになります。☐は休み
 ◆ただし、出生・死亡・婚姻・離婚などの戸籍に関する届出書の受付は、休み期間も当直員が随時行います。

主な機関の年末年始予定表	12月					平成25年1月				
	27(木)	28(金)	29(土)	30(日)	31(月)	1(祝)	2(水)	3(木)	4(金)	5(土)
市役所										
市民交流プラザ										
図書館										
博物館										
市民会館 (大ホール・西コミ舎)										
総合体育センター			17時まで							
サン・アビリティーズ滑川 (産研セ舎)										
農村環境改善センター										
ゲートボール場										
みのわテニス村		18時まで	18時まで							
子育て支援センター										
児童館										
Net 3 (滑川中新川地区広域情報事務組合)										
はたるいかミュージアム・光彩・アクアポケット										
トラソピア		18時まで	18時まで	18時まで						
ストックヤード (資源ごみ保管施設)										
衛生センター										
コミュニティバス (のるmy car)								土・日ダイヤ		

※ 12月29日(土)みのわテニス村、1月2日(水)市民交流プラザは入浴施設のみの営業となります。

道路除雪

みんなのまちを、みんなで除雪!

生活道路や歩道のきめ細やかな除雪を行うためには、住民自らが行う地域ぐるみの除排雪活動といった市民の皆さんのご協力が必要です。

●市民の皆さんへ5つのお願い●

- 1 路上駐停車は、やめよう!
- 2 自宅の前は自分たちで除雪しよう!
- 3 屋根雪などは路上に捨てないでね!
- 4 流雪溝などへの投雪はルールを守ろう!
- 5 安全運転を心がけよう!

市では、12月より「雪と汗のひとかき運動」として、市内各駅に除雪スコップを設置しています。スコップを見かけられたら、歩きにくい所などの除雪にご協力をお願いします。なお、駅のホームにはスコップを持ち込まないでください。

問合せ先

- ◆市道：市建設課 (内線425)
- ◆県道：県新川土木センター (☎0765-22-9119)
- ◆一般国道：国土交通省黒部国道維持出張所 (☎0765-52-1714)

安心・安全な食材の提供を!

学校給食用物資納入業者の登録申請について

平成25・26年度の2年間における学校給食用物資の納入業者として登録を希望される方は、登録申請をしてください。

登録品目

- 1 野菜類
- 2 小麦粉およびその製品
- 3 イモ類およびその製品
- 4 砂糖類
- 5 油脂類
- 6 種実類
- 7 豆類およびその製品
- 8 魚介類
- 9 獣鳥肉類
- 10 卵類
- 11 果実類
- 12 乳製品
- 13 海藻類
- 14 キノコ類
- 15 調味料
- 16 パンおよび米飯
- 17 その他

登録条件

- 納入日および配達時間を厳守できること
- 学校給食に必要な量を確保できること
- 衛生管理が徹底していること

受付期間 1月8日(火)～21日(月)

登録申請に関する詳細などについては、下記までお問い合わせください。

受付・問合せ先 学校給食共同調理場 (☎475-3707)

市民のための更生保護相談会

とき 1月11日(金)、18日(金)、25日(金)
 13:00～16:00

ところ 滑川地区更生保護サポートセンター2階会議室 (滑川市シルバー人材センターの同一敷地内別館)

相談内容 青少年や成年の更生保護に関する相談

相談員 滑川地区保護司会所属保護司2名

問合せ先 滑川地区更生保護サポートセンター (☎476-2690)

消費生活相談員からのお知らせ

申し込んでいない商品を強引に郵送される!!

～健康食品の悪質な販売「送りつけ商法」に注意～

相談内容

- ◆ 「以前申し込まれた健康食品をこれから送る」と突然電話があり、申し込んだ覚えがなく、断ったのに商品を送りつけられた。
- ◆ 業者から「申し込んだのだから払え、払わないと裁判を起こす」と高圧的に言われ困っている。などの相談が県内で寄せられています。

対応の心得

- 1 商品を読み込んだ覚えがなければ、きっぱりと断る。
- 2 一方的に商品を送りつけられた場合、宅配業者に対して受け取りを拒否する。
- 3 配達物が届く場合は、あらかじめ家族に伝え、確認が取れない配達物は一切受け取らないルールを家族で決めておく。なお、万が一、電話で承諾してしまった場合でも、書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフが可能です。また、高齢者がトラブルにあっていないか家族や近所で見守りましょう。

問合せ先 生活環境課 (内線334)
 滑川警察署 (☎475-0110)
 滑川市防犯協会 (☎476-0734)

おむつ等購入費の助成

在宅の重度寝たきり高齢者の方などを対象に、おむつや尿とりパッドを購入した費用の一部を助成しています。

対象 在宅介護を受けている方で、次の要件に該当する方

- ◆ 65歳以上の要介護度4または5の方
- ◆ 身体障がい程度が1級または2級の方

助成額 年額48,000円を限度とする購入費の9割の額 (市民税非課税世帯は年額72,000円を限度とする。)

申請に必要なもの

- 1 購入品と購入年月日の記載のある領収書 (平成24年3月1日から平成25年2月28日付の領収書が対象です。)
- 2 振り込みを希望される金融機関の通帳
- 3 介護保険被保険者証または身体障害者手帳
- 4 印鑑 (認印)

申請期間 2月18日(月)～3月8日(金)

受付場所 市民交流プラザ2階 福祉介護課窓口

問合せ先 福祉介護課 高齢福祉担当 (内線764)
 社会福祉担当 (内線766)

1月10日(木)は110番の日

110番は、事件や事故に遭ったり、目撃した際、警察官に一刻も早く現場に来てほしいときに利用する緊急通報電話です。

県内の110番通報件数は、1年間に約61,000件(平成23年)ですが、そのうち約2割が緊急を要さない通報でした。

緊急ではない相談などで110番を使用されると、事件・事故の際に110番がかかりにくくなってしまいます。

急を要しない相談などは、滑川警察署や警察本部の総合相談電話におかけください。

問合せ先 滑川警察署 (☎475-0110)
 県警察本部総合相談電話 (☎#9110)
 市生活環境課 (内線333)

高齢者運転免許自主返納支援事業のお知らせ

運転免許の自主返納をお考えの満70歳以上の方は、当支援事業をぜひご利用ください。

対象 運転免許の有効期限内に自主的に返納された満70歳以上の市民

支援内容

- 1 コミュニティバス (のるmy car) フリー乗車証の交付 (3年間有効)
- 2 住民基本台帳カードの無料交付 (※希望者)

申込手順

- 1 運転免許を返納する前にコピーを取る。
- 2 申請者本人が滑川警察署に向向き、運転免許を返納して「取消通知書」を受け取る。
- 3 「取消通知書」と運転免許のコピー、3カ月以内に撮影した顔写真、印鑑の4点を生活環境課へ持参し、書面に必要事項を記載し押印する。

問合せ先 生活環境課 (内線333)
 滑川警察署 (☎475-0110)

不法投棄は法律で禁止されており、違反すると5年以下の懲役もしくは1000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金に処せられます。廃棄物は適切に処分しましょう!(生活環境課・滑川市環境保健衛生協議会)